

## 公設試験研究機関等利用促進助成金 Q & A

### < 申 請 >

#### Q 1 本助成事業の対象者はどのような事業者ですか。

A 1 本助成事業は、区内に本社を有する中小企業者(注1)を対象としています。  
また個人事業者にあつては、住所及び主たる事業所を区内に有することを必要とします。

(注1) 中小企業基本法(昭和38 年法律第154 号) 第2 条に規定する中小企業者です。

#### Q 2 何回でも申請できますか。

A 2 本助成事業は、同一年度内で1 社あたり10 万円を限度として複数回申請できます。

### < 対象事業・経費 >

#### Q 3 どのような経費が助成対象になりますか。

A 3 本助成事業は、研究開発を主たる業務とする国又は地方公共団体が設立した研究機関、地方独立行政法人及び大学又は高等専門学校が実施する以下の事業の利用に係る経費を対象としています。

| 助成対象    | 内 容                        |
|---------|----------------------------|
| 依頼試験    | 製品・材料等の試験、測定、分析等           |
| 試験機器の利用 | 製品・材料等の試作、測定、分析等を行うための機器利用 |
| 開発支援    | デザイン、設計、各種加工、試作、性能評価等のサポート |
| 技術相談    | 製品・技術に関する専門的な相談            |

#### Q 4 開発支援、技術相談に該当する事業はどのようなものでしょうか。

A 4 開発支援は、都立産業技術研究センターが実施しているオーダーメイド型技術支援の「オーダーメイド開発支援」を想定しております。技術指導は、都立産業技術研究センターが実施しているオーダーメイド型技術支援の「実施技術支援」や大学教授等への専門的な相談をする「技術相談」や「技術指導」などを想定しております。

< その他 >

**Q 5 本助成事業は、どのような目的で実施するのですか。**

A 5 本助成事業は、区内中小企業者の製品及び技術開発力の向上を図ることを目的としています。

**Q 6 助成対象事業が完了しないと助成金は交付されませんか。**

A 6 本助成金の交付には、助成対象期間内（3 月31 日まで）に助成対象事業の実施・経費の支払いが完了し、同期間内に交付申請書をご提出いただく必要があります。

（令和 7 年 4 月 1 日）